

秦野市テニス協会規約

秦野市テニス協会

秦野市テニス協会規約

1. 総則

1. 1 (名 称)

本協会は、「秦野市テニス協会」と称し、神奈川県テニス協会に所属する秦野市唯一のテニス団体である。

1. 2 (事務局)

本協会の事務局は、秦野市内において、会長が指定した場所に置く。

2. 目的及び事業

2. 1 (目 的)

本協会は、各支部を統括しテニスを通じて、健康を増進し、人格を高め、会員相互の親睦を高め、技術の向上に努める。また、秦野市におけるテニスの普及発展に努める。

2. 2 (事 業)

本協会は、2. 1の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 本協会主催の各種大会の開催と他地区協会主催大会への選手派遣
- 2) テニスの振興普及と指導奨励
- 3) その他、本協会の目的達成のために必要な事業

3. 組織及び資格

3. 1 (組 織)

本協会は、次の各支部を持って組織する。

- 1) 実業団支部 : 市内所在の企業および官公庁事業所のテニス部
- 2) サークル支部 : 秦野市民および近隣市町村在住者によるテニスサークル

3. 2 (新規登録)

新規に入会を希望する部またはサークルは、支部名、所在地、会員名簿、理事(代表者)をもって当協会事務局に申請し、常任理事会の承認を得、指定された期日までに年会費を納入する。

当該年度の入会受付は、前年度3月より当年度12月までとする。

3. 3 (更新登録)

支部更新登録は、毎年4月1日～5月中旬の期間とする。支部名、所在地、会員名簿、理事(代表者)を登録し、所定の期日まで年会費を納入する。

止むを得ずに途中で活動を停止する場合は、速やかに事務局へ届けなければならない。

4. 役員

4. 1 (役 員)

本協会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 理事長 1名 副理事長 3名

事務局長 1名 会計 1名 監事 2名 常任理事若干名

顧問 若干名 名誉会長 1名

上記役員以外に、本協会の各種委員会における委員を置くことができる。

また、(県)テニス協会、及び(公財)秦野市スポーツ協会に対し理事や評議員を派遣することができる。

4. 2 (役員の職務)

役員は、責任をもって次の任務を遂行する。

- 1) 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 3) 理事長は、会長の命を受け、本協会の業務遂行を統轄する。
- 4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 5) 常任理事は、理事長・副理事長を助け、本協会の業務遂行に当たる。
- 6) 事務局長は、本協会の事務局を代表し、副理事長として理事長を補佐する。
- 7) 会計は、本協会の会計を担当する。
- 8) 監事は、本協会の会計の状況を監査する。また、常任理事会に出席し、必要に応じ意見を述べ、総会に会計監査結果を報告する。
- 9) 名誉会長は常任理事会等に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
- 10) 顧問は、本協会の会務を後援する。

4. 3 (役員の任期)

役員の任期は、2年とする。但し、再任することが出来る。

尚、役員に欠員を生じたときには、補充することができ、その任務は、前任者の残任期間とする。

4. 4 (役員の選出方法)

役員の選出方法については、次の通りとする。

- 1) 会長および副会長は、常任理事会において推薦を受け、総会で承認を得る。
- 2) 会長は、各登録支部に常任理事支部を委嘱し、総会で承認を得る。
各支部は、常任理事会に常任理事を1名派遣する。
- 3) 監事は、会長が推薦し、総会の承認を得る。
- 4) 理事長・副理事長・事務局長は、常任理事会の互選により選出する。
常任理事が理事長および副理事長に選出された場合、当該常任理事支部は新たに常任理事を派遣することができる。
- 5) 会計は、理事長が推薦し常任理事会の承認を得る。
- 6) 事務局員は、事務局長が推薦し、常任理事会の承認を得る。
- 7) 名誉会長は、常任理事会が推薦し、会長が委嘱する。
- 8) 顧問は、常任理事会が推薦し、会長が委嘱する。

5. 機 関

5. 1 (総 会)

本協会に、その最高議決機関として重要事項の審議決定及び会務達成の為に総会を設ける。

5. 2 (総会の開催)

- 1) 協会役員及び各支部代表者(理事)によって構成する。
また、各支部は支部構成員1名を代表者の補佐として、出席することができる。
- 2) 原則として年1回開催し、各支部代表者(理事)の過半数の出席をもって成立する。
- 3) 議決権は、各支部代表者(理事)にあり、過半数の同意により決議される。

5. 3 (常任理事会) 1

本協会に会務の円滑な運営に当たるため常任理事会を設ける。

5. 4 (常任理事会の開催)

- 1) 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、各種委員会の委員長、会計、監事、及び事務局をもって構成する。
- 2) 必要に応じて会長が召集し、理事長が開催する。
- 3) 構成人員の過半数の出席で成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

5. 5 (各種委員会)

本協会の円滑な業務遂行のため、常任理事会の下部組織として大会委員会、普及委員会、実業団委員会、を設ける。

5. 6 (各種委員会の開催)

- 1) 各種委員会の委員長、副委員長は、常任理事会において協会員の中から選出する。
- 2) 各種委員会は、必要に応じ委員長が召集し業務の推進にあたる。

6. 会 計

6. 1 (経 費)

本協会の経費は、会費、大会参加料、補助金及び雑収入などによって支弁する。

6. 2 (会 費)

会費は、次の通りとし、毎年これを徴収する。

年会費 = 「支部固定費 + 支部登録会員数 × 200円」とする。

支部固定費は、支部登録会員数により決定する。

支部登録会員数が10名未満の場合は、5,000円。

支部登録会員数が10名以上の場合は、10,000円。

但し、当該年度内に支部登録会員数が10名以上になった場合は、その時点で5,000円を徴収する。

追加登録は、更新期間中以外の任意の時期における会員登録で会費は、200円/1名とする。

6. 3 (大会参加料)

- 1) 大会参加料は、常任理事会が決定する。
- 2) 協会員限定の大会(クローズド大会)の場合、参加者はいずれかの支部に会員登録されてなければならない。
- 3) 本協会主催のオープン大会の場合、登録会員と一般参加者で異なる参加料を徴収することができる。

6. 4 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日～翌年3月31日までとする。

6. 5 (決 算)

本協会の予算及び決算は、総会に諮りその承認を受けなければならない。

7. 付 則

7. 1 (規約の改廃)

本規約の改廃については、理事長が起案の上、総会が決定する。

7. 2 (上部団体への加盟)

本協会は、(公財) 秦野市スポーツ協会に加盟し、同協会の依頼により理事候補者、および評議員候補者を推薦することができる。

7. 3 (諸費用支給)

本協会は、役員及び協会の関係する事業に携わる関係者に対し、諸費用を支給する。(詳しくは、別途細則によるものとする)

7. 4 (個人情報の保護)

本協会は、個人情報保護法の趣旨に則り、個人情報の取り扱いに関し次のとおり基準を定める。

1) 取り扱い個人情報

「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。

秦野市テニス協会が収集し管理する個人情報には下記のものがある。

- (1) 各支部会員名簿
- (2) 支部代表者名簿
- (3) 常任理事会名簿
- (4) 実業団テニスリーグ登録名簿
- (5) 各種テニスイベント等における参加者名簿
- (6) 協会活動時の写真、ビデオ等

2. 取り扱い基準

目的外利用については、各個人ならびに常任理事会の承認を必要とする。

管理責任者は個人情報の収集、保管、コピー、保存期限終了後の消去について責任を持つ。

	個人情報データの種類	利用目的	保存期限	管理責任者	備考
1	各支部会員名簿	1) 会費徴収の確認データ 2) 各種大会参加資格確認 3) 傷害保険の加入	1年間	事務局長	氏名、会員 No に限り各種大会ドローとして紙またはホームページで公表できる
2	支部代表者名簿	1) 当協会内の連絡	1年間	事務局長	メールにより連絡を行う場合、メールアドレスがほかの人に漏れないよう BCC の機能を使う
3	常任理事会名簿	1) 常任理事間の連絡 協会誌編纂	10年	事務局長	常任理事間で共有することができる。
4	実業団テニスリーグ登録名簿	1) 参加資格の確認 責任者への連絡	1年間	実業団委員会委員長	
5	各種テニスイベント等における参加者名簿	1) 傷害保険の加入 2) 参加者への連絡 参加者人数の把握	1年間	普及委員会委員長	
6	協会活動時の写真、ビデオ等	1) 協会誌編纂 ホームページへの掲載	10年間	事務局長	

7. 5 (制定及び改定)

本規約は、1989年に制定、1995年3月改定

1998年3月14日改定(1997年に遡り実施)

2000年3月25日一部改定

2007年3月24日一部改定

2017年3月26日一部改定

2020年3月22日 5.6項-1改定(各種委員会の委員を削除する)

R3 2022年3月27日 4.4項-2) 6.2項 改定

R4 2023年3月26日 4.4項-2) 5.2項-1 改定